

く ぼ
富山市議会議員
久保 ひろのり
市政報告 Vol.02

2017
09 / 14

平成29年
9月定例会



市民満足度向上宣言。
もっと、とやまは元気になれる!!

Q. 内部統制強化に関する職員の勤怠管理について。出退管理の現状を問う。

A. 企画管理部長

出勤簿への押印や休暇整理簿への記載と所属長や管理監督者が確認している。超過勤務が行われた場合は、超過勤務命令簿で行っている。

久保 超過勤務命令後に上司が先に帰宅した場合、残業時間は部下の申告に頼らざるを得ない。上司と部下との信頼関係に頼ることなく、客観的で定量的な把握に努めることが必要。出退勤や就業情報の管理にシステムを導入する自治体が増えている。予算を要求していただきたい。

Q. システム化は、サービス残業防止の一助を担うと考えるが、当局の所見を問う。

A. 企画管理部長

本市は、現状の出退勤管理の方法が不十分であるとは考えてない。今後、他都市の状況も踏まえ調査・研究する。

久保 富山市と同規模のある自治体で、システムを導入した場合、業務量削減効果が年間2万5千時間という試算がある。2万5千時間分の人員費が削減できれば、より多くの行政サービスへの投資が可能になる。

Q. 教員の体罰、セクハラ事案について、どのように情報管理に努めているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

富山市教育委員会文書取扱規程に基づき、事案が収束後3年間保存している。

Q. 市民生活部では、陳情、要望は5年間、環境部では、苦情受付簿等は30年間、企画管理部では、職員の懲戒処分等に関する情報については30年間保管している。保存期間について市教委も他部局と同様になるよう改善すべきと考えるが、所見を問う。

A. 教育委員会事務局長

引き続きこれまで同様に行う。

Q. 体罰やセクハラの被害に遭った場合やその行為が疑われる場合、児童・生徒やその保護者はまずどこに相談すべきか問う。

A. 教育委員会事務局長

まずは学校の管理者である校長や教頭。直接管理職に伝えづらい場合は、担任や養護教諭等、最も相談しやすい職員に相談していただくのがよい。

Q. 相談することで児童・生徒が不利益を被らないように、どのような配慮を行っているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

相談いただいた内容は、秘密を保持し、子どもや保護者の不利益につながることはない。

久保 今の答弁を聞いて「安心して相談ができる」とはならない。教員は児童・生徒の将来に大きな影響力を持っている。それを管理、監視することも学校や教育委員会の役割であり、安心して相談できる環境になるよう改善をお願いしたい。



Q.当事者である児童・生徒や保護者は、大変な苦悩と覚悟を持って情報提供をしている。教育委員会への報告について、どのような指導を学校に対して行っているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

学校にはそれぞれ校長の自治があるので、校長の判断によるが、基本的に体罰に当たる事案は、教育委員会に報告がある。

久保 平成25年8月9日の「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」には、「校長による裁量」や「事実の確認」とは書かれていません。相談があった場合は、すべからく教育委員会が把握し学校をフォローすると書かれている。改善が必要。

Q. 富山市教育委員会はどのような取組みで再発防止に努めているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

市教委は、必要に応じ本人及び校長と面談し、厳重に注意し、反省を促し、初心に返って職務に当たるように指導を行っている。各学校は、具体的な事例をもとに研修を行い、再発防止に向けて取り組んでいる。

Q. 体罰等を行った教員がほかの学校へ異動する場合、異動先への申送りはどのように行っているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

人事記録表に加え、校長が異動先の校長に対して必要があれば口頭で引き継ぐ。

Q.学校長が異動し、当該教員が残る場合、後任の校長へはどのように情報共有を図っているのか問う。

A. 教育委員会事務局長

人事記録表に記載された処分事実を引き継ぐ。原則は口頭で引継ぎを行う。

久保 口頭及び文書で情報を提供し、同様の情報を教育委員会が管理する際、校長がいつでも市教委に照会できるようになれば、当該教員に対する過去の情報が把握できるようになる。改善が必要。

Q.生産組合自体が解散した場合、農業用排水路は雨水排水の機能だけを持った水路になってしまうが、この場合、誰が管理をするのか問う。

A. 農林水産部長

土地改良区で管理されてきたものは土地改良区で管理され、集落で管理されてきたものは集落の方々で引き継ぎ管理されるものと考える。

久保 市街化区域内の農家は、農地において、宅地並みの固定資産税だけでなく都市計画税も納めている。農業振興地域の農家は多面的機能支払交付金を受けて日当をもらっているのに、市街化区域内の農家は浸水対策のためにボランティアで水路の管理まではしなければならない。これは極めて不公平である。

Q.雨水排水に係る水路の維持管理は、市民の生命、財産を守る市の責務である。都市農業を守ることは、浸水対策費用の軽減にもつながるが、都市農業を守るために、生産緑地地区の指定の可能性について市長の所見を問う。

A. 市長

現時点において生産緑地法に基づく指定には進んでいかない。

後援会への「寄付金」賛助をお願い致します

- 1口2,000円からの受付となります。
- 政治資金規正法により、匿名・企業・団体による寄附は認められていません。寄附はすべて個人名義でお願いします。
- 年間5万円を越えて寄附くださった方は、政治資金規正法第12条に基づき、寄附者の氏名、金額、住所、職業が政治資金収支報告書に記載され公表されます。
- 「大憲会」へのご寄附は、寄附金控除の対象となりません。

お振込み口座のご案内

北陸銀行 富山南中央支店

● 口座番号 (普) 6094287

● 口座名義 大憲会(ヒロノリカイ)

※恐縮ではありますが、振込手数料は別途ご負担願います。